

石川県公報

平成25年6月4日
第12600号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示

- 石川県議会定例会の招集 (財政課) 1
○救急病院の認定 (地域医療推進室) 1
○歳入の徴収事務の委託 (観光振興課) 1

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課) 2
○平成25年度石川県登録販売者試験公告 (薬事衛生課) 2
○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課) 2
○土地改良事業の廃止認可公告 (経営対策課) 4

告示

石川県告示第244号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、平成25年第2回石川県議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年6月4日

石川県知事 谷本正憲

- 招集期日
平成25年6月11日
- 場所
金沢市

石川県告示第245号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成25年6月4日

石川県知事 谷本正憲

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
石田病院	金沢市寺町3丁目10番15号	平成25年6月1日	平成28年5月31日

石川県告示第246号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成25年6月4日

石川県知事 谷本正憲

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
金沢・加賀ぐるりんパス、金沢・加賀ぐるりんきっぷ及び金沢・加賀ミニぐるりんパスに係る使用料の徴収に関する業務	金沢市鞍月1丁目1番地	公益社団法人石川県観光連盟	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成25年6月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成25年5月16日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 藤乃会

3 代表者の氏名

藤田 正則

4 主たる事務所の所在地

金沢市小立野4丁目13番9号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者（主として知的障害）及びその家族に対して、介護等活動支援と日中活動支援といった障害者本人の自立支援や社会参加促進、そしてその家族に対する相談・助言活動を行い、障害者が地域であたりまえに生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。

平成25年度石川県登録販売者試験公告

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により、平成25年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成25年6月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験を施行する期日

平成25年9月4日（水）午後0時30分から午後5時15分まで

2 試験を施行する場所

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター

3 受験願書の提出期間

平成25年6月17日（月）から同年7月12日（金）まで（郵送の場合は、簡易書留とし、当該期間内の消印があるものを受け付ける。）

4 受験願書の提出先

(1) 県内（金沢市を除く。）に居住する者

住所地为所轄する石川県保健福祉センター

(2) 金沢市又は県外に居住する者

石川県健康福祉部薬事衛生課

5 その他

詳細についての問合せは、石川県健康福祉部薬事衛生課へすること。

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成25年6月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)100満ボルト金沢直江店
金沢市副都心北部直江土地区画整理事業施行地区内37街区1番～32-2番
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫
福井県福井市新保町2字3番
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫
福井県福井市新保町2字3番
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年1月25日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,181平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 214台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 71台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 60平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 213立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時まで(年14日間は、午前9時から翌午前0時まで)
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで(年14日間は、午前8時30分から翌午前0時30分まで)
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 5箇所
位置 縦覧による。
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後7時まで
- 7 届出年月日
平成25年5月24日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市商業振興課
- 9 届出等の縦覧期間
平成25年6月4日から同年10月4日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成25年10月4日
金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

土地改良事業の廃止認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の廃止を認可した。

平成25年6月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	地区(工区)名	事業名	認可年月日
鶴来土地改良区	日御子第2地区	非補助土地改良事業	平成25年5月20日